

入 札 公 告

次のとおり一般競争に付します。

令和8年10月23日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構長崎医療センター

院 長 高山 隼人

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

手術室業務技術員派遣業務

(2) 購入等件名の特質等

入札説明書及び仕様書による

(3) 契約期間

令和9年1月1日～令和9年12月31日

(4) 履行場所 長崎県大村市久原2丁目1001-1

独立行政法人国立病院機構長崎医療センター

(5) 入札方法

入札金額については、派遣に要する一切の費用を含めた額とすること

なお、第一交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則）第5条に規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

1 契約を締結する能力を有しない者

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

4 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

- 1 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 2 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 3 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 5 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 7 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 8 前各号に類する行為を行った者

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 入札参加資格確認のための提出書類について
- ①厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）資格審査結果通知書の写し
 - ②派遣事業許可証の写し
 - ③公表対象確認書
 - ④誓約書
 - ⑤コンプライアンスの推進のお知らせ
 - ⑥障害者就労施設推進申告書

3 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒856-8562
長崎県大村市久原2丁目1001-1
独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
事務部企画課 企画課補佐
電話（0957）52-3121（内線8030）

(2) 入札説明書の交付方法（1）の場所にて交付する。

- (3) 入札書及び入札参加資格確認のための提出書類の受領期限
令和8年11月10日（火） 15時00分
※郵送による場合は、書留郵便に限る。受領期限までに必着。

- (4) 開札の日時及び場所
令和7年11月13日（金） 10時00分
独立行政法人国立病院機構長崎医療センター 人材育成センター1階 菖蒲ホール

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書を、本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期

限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 価格交渉権及び契約者の決定方法 契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を第一交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。落札者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (7) 詳細は入札説明書による。